三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十年以下	年一厘六毛
十年を超え十一年以下	年一厘七毛
十一年を超え十二年以下	年一厘八毛
十二年を超え十三年以下	年一厘九毛
十三年を超え三十五年以下	年二厘

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二百三十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和二年六月十九日から適用する。

令和二年六月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養	第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養
一～六　（略）	一～六　（略）

三　法別表第五第三号の１に掲げる資金（同号の１の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十一年以下	年一厘六毛
十一年を超え十二年以下	年一厘七毛
十二年を超え十三年以下	年一厘九毛
十三年を超え三十五年以下	年二厘

七　トラスツズマブ　エムタンシン静脈内投与療法　乳房外パジェット病（ＨＥＲ２が陽性であって、切除が困難な進行性のものであり、かつ、トラスツズマブ静脈内投与が行われたものに限る。）

（新設）

○経済産業省告示第百三十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和二年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年六月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏名	登録番号	氏名
420436	西部　一晃	420437	土屋　沙幸
420438	春島　一男	420439	唐橋　哲也
420440	板垣麻由子	420441	岡　聡子
420442	原澤　大地	420443	渡辺　ミコ
420444	横井　寛	420445	中村　直樹
420446	土橋　浩次	420447	香川遼太郎
420448	岩瀬　圭一	420449	関　万友
420450	新出　丈史	420451	石井　貴之
420452	若林優希子	420453	小林　浩一
420454	吉田　昌弘	420455	橘高　慎一
420456	松元　康人	420457	桑原　一樹
420458	金岡　一成	420459	長谷川　研
420460	河野　重春	420461	廣瀬　航也
420462	栗山　貴臣	420463	内田　浩平
420464	寺田　尚道	420465	北川　和樹
420466	赤間　弘幸	420467	西本　成夫
420468	松元　健	420469	窪田　航平
420470	中岸　真史	420471	川田　政洋

○経済産業省告示第百三十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、令和二年六月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年六月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	（変更前）	（変更後）
410704	小川　研介	森　研介
421243	後屋敷達也	小山　達也
416630	岡本　友海	谷井　友海

○経済産業省告示第百三十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和二年六月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年六月十八日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏名	登録番号	氏名
106966	内藤　論	214335	早野　豊二

○国土交通省告示第六百七十八号

宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第八条第一項の規定により、同規則第六条第一項の登録認証機関を登録したので、同規則第二十二条第一号の規定に基づき公示する。

令和二年六月十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

一　登録年月日　令和二年六月十八日

二　登録番号　第一号

三　氏名又は名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会

四　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号

五　法人である場合の代表者の氏名　会長　永吉哲郎

六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名　副会長　藤林　功

七　認証事務を行う事務所の名称　公益社団法人全国宅地擁壁技術協会

八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都千代田区鍛冶町一丁目六番十六号

九　認証事務を開始する年月日　令和二年六月二十日